

広産商第1.1.5号

令和6年1月30日

株式会社 NIPPO

代表取締役 吉川 芳和 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の規定による広島市の意見について (通知)

令和5年9月25日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された下記大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
アーバス安古市
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市安佐南区相田一丁目15番6ほか

広産商第116号

令和6年1月30日

株式会社 NIPPO

代表取締役 吉川 芳和 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について (要請)

令和5年9月25日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された「アーバス安古市」について、本市は令和6年1月30日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 今後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 2 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。また、毎事業年度終了後3か月以内に、1事業年度分の地域貢献実施状況報告書を提出すること。